令和７年８月１日

「南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」

が施行されます

「南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」が、令和７年６月の南砺市議会で可決成立し、令和７年８月１日に施行されます。

大規模な太陽光発電設備は、防災及び自然環境等に大きな影響を及ぼすことがあり、全国的にも事業者と地元とのトラブルが増加しています。この条例は、太陽光発電事業と地域との共生、良好な自然環境や景観などの保全、そして市民生活の安全確保を目的として制定しました。

ポ イ ン ト

条例の詳細はこちら⇒

規制の対象は？

規制の対象となるのは「野立て」による太陽光発電設備で、次のいずれかに該当するものです。

① 発電出力が１０キロワット以上

② 事業区域の面積が１，０００平方メートルを超えるもの

③ 事業区域の土地の高低差が１０ｍを超えるもの

※「野立て」とは地面に設置した架台の上に、太陽光パネルや周辺機器を載せる形式の太陽光発電を指します。

※建物の屋根や屋上に設置されるもの、もしくは太陽光以外の再生可能エネルギー発電設備は、規制の対象外です。

設置の要件は？

①太陽光発電設備の設置を認めない「禁止区域」を設けます。※詳しくは次ページを参照

②対象となる太陽光発電設備を設置するには、地域住民等の同意と市長の許可が必要になります。

※条例違反があった場合、市は許可の取り消しや措置命令、立ち入り調査、勧告を行うことが可能となります。さらに、罰則規定も設けられています。

地域住民の範囲は？

太陽光発電設備を設置しようとする事業者は、施設の近隣にお住まいの地域住民の皆様に対して、事前に事業計画を説明し、同意を得ることが義務付けられます。該当範囲は次のとおりです。

①施設を設置する土地の所有者

②事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者

③事業区域から概ね３００ｍ圏内の地域住民等で構成される自治会、町内会等の代表者

禁止区域とは

主な禁止区域は次のとおりです
具体的な指定区域については、エコビレッジ推進課にお問い合わせ下さい

①砂防指定地（治水上砂防のため砂防設備を要し、又は一定の行為を禁止若しくは制限された土地）
②文化財として指定・登録された建造物、史跡、名勝及び天然記念物の区域
③保安林（水源の涵養、土砂の崩壊等の災害の防備、生活環境の保全・形成等のため指定された森林）
④第１種農地（営農型太陽光発電設備の設置事業は除く。）
⑤地すべり防止区域（地すべりしている、または発生する恐れがあるとして指定された区域）
⑥急傾斜地崩壊危険区域（崩壊すれば相当数の居住者等に被害が生じる恐れのある区域及び隣接区域）
⑦土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危険が生じる恐れがある区域）
⑧地盤面が斜度３０度以上の角度をなしている区域

経　過　措　置

条例施行日（令和７年８月１日）時点で、以下の手続きが進行中の場合は経過措置が適用されます。

この条例の施行の日（令和７年８月１日）以前に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の認定を受けた事業又は設置工事に着手した事業については、適用されません。

ただし、施行の日以前に着手または設備設置済みの事業であっても、事業譲渡など事業計画の変更や事業を廃止した場合は、手続きが必要となります。

各主体の責務

地域住民等の責務

地域住民等は、この条例に規定する手続きの実施に協力する責務があり、事業内容を十分に把握し、事業に対して中立的な立場で意思表示に努めなければなりません。また、同意と引換えに不当な利益を求めてはいけません。

所有者等の責務

事業区域の土地や建物の所有者等は、太陽光発電設備設置事業の実施により、災害の発生を助長し、自然環境等を損なうおそれがある場合は、事業者に対し当該事業区域を使用させないよう努めなければなりません。

市の責務

市は、地域と共生する太陽光発電事業の推進と市民の安全な生活を確保するため、この条例を適正かつ円滑に運用できるよう、太陽光発電設備の計画段階から状況を把握し、管理・運営等において必要な指導、助言、勧告及び公表等を行います。

事業者の責務

事業者は、関連法令やこの条例を遵守するとともに、災害の防止や自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければなりません。また、太陽光発電設備の維持管理や撤去・処分に必要な費用を確保しなければなりません。

手続きの主な流れ

太陽光発電設備を設置する場合は、概ね以下の手順を踏んでいただくことになります。

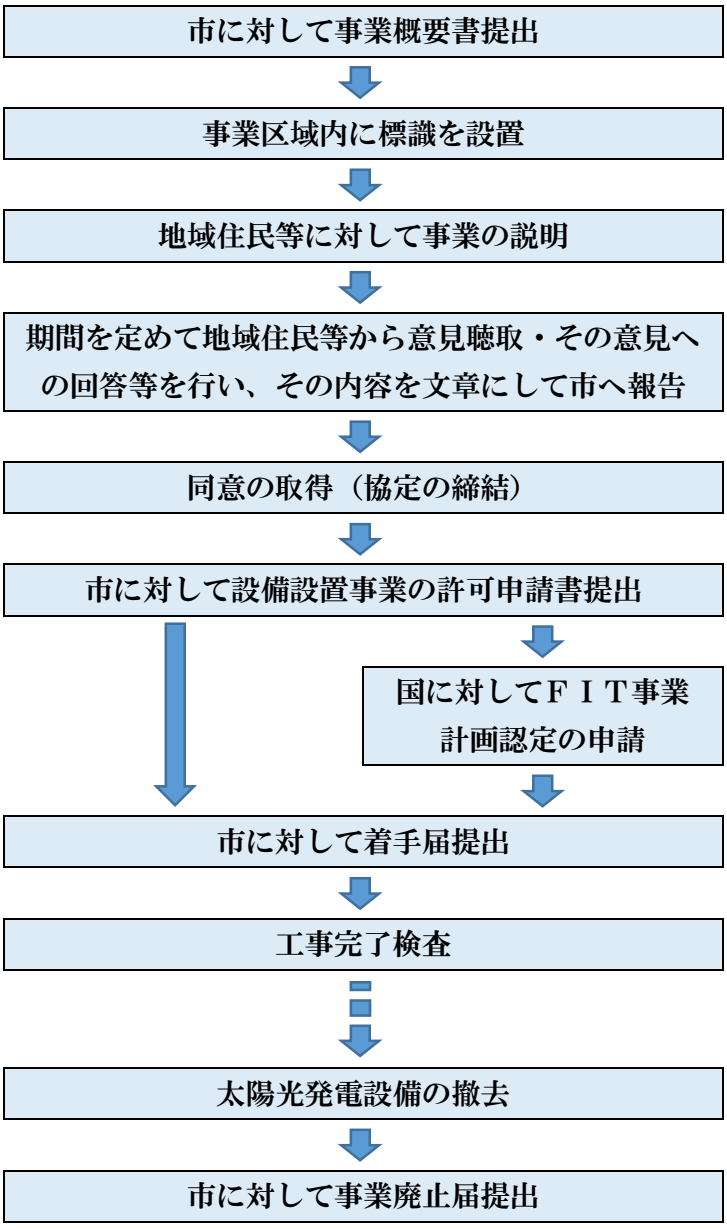

違　反　措　置

条例が遵守されていない場合は、必要な措置をとるよう勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わない場合には、事業者名・違反の内容等を公表するとともに、国・県に報告します。

＝ お問い合わせ先 ＝

南砺市エコビレッジ推進課　TEL：0763-23-2050　e-mail：ecovillageka@city.nanto.lg.jp